

そうぞう



若年認知症支援の会 愛都(アート)の会

特集1

「人権問題に関する府民意識調査」を今後の人権施策に生かす

特集2

体罰と子どもの人権

川本典子さん(NPO法人児童虐待防止協会理事)

田上時子さん(NPO法人女性と子どものエンパワメント関西理事長)

■ 8 …… 人権随想
体罰と子どもの人権
森田ゆりさん(エンパワメント・センター)

■ 10 …… このひと
虐待する親の苦しさを受け止め、
「責める」から「助ける」へ
島田妙子さん(株式会社イージェット代表取締役)

■ 11 …… NPO・草の根活動
若年認知症支援の会 愛都(アート)の会
社団法人子ども情報研究センター

■ 12 …… 人権相談の現場から
児童虐待・夫へのDVに関する相談

■ 13 …… 施設等紹介
大阪府立子どもライフサポートセンター

■ 14 …… 大阪府では
人権学習シリーズVol.9
「あたりまえの根っこ
—社会の意識とわたしの価値観」
人権学習シリーズの紹介

■ 15 …… 大阪府では
第31回人権啓発詩・読書感想文表彰式

■ 15 …… お知らせ

■ 16 …… 人権相談案内

■ 16 …… 人権啓発詩
「お兄ちゃん」「本当の友達」

「人権問題に関する府民意識調査」を 今後の人権施策に生かす

2010(平成22)年の「人権問題に関する府民意識調査」から見てきた府民意識の現状や人権教育・啓発の課題を踏まえ、今後の取組みのポイントを次のとおり整理しました(同和問題に係る設問から見てきた現状・課題もありますが、今後の取組みのポイントは、様々な人権問題の解決に通ずるものとして整理しています。)

府としては、住民に身近な市町村と連携しながら、これらの取組みを通じて「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」を目指していきたいと考えています。

(注)本記事における「同和地区」は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(2002(平成14)年3月31日失効)によって指定されていた地域をいいます。

これまでの取組みを踏まえた人権教育・啓発を

これまでの人権教育・啓発が成果を上げた面、そうでない面が見えてきました。

- 保護者によるしつけのための体罰、教師による指導のための体罰を人権問題と認識している人は多くない。
教師が子どもの指導のために、
ときには体罰を加えることも必要だと考えること …………… 問題なし+どちらかといえば問題なし 57.0%
保護者が子どものしつけのために、
ときには体罰を加えることも必要だと考えること …………… 問題なし+どちらかといえば問題なし 56.1%
- 土地(特に同和地区)についての忌避意識が存在する。
同和地区の地域内である …………… 避けると思う+どちらかといえば避けると思う 54.9%
小学校区が同和地区と同じ区域になる …………… 避けると思う+どちらかといえば避けると思う 43.0%
近隣に外国籍の住民が多く住んでいる …………… 避けると思う+どちらかといえば避けると思う 38.6%
近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる …………… 避けると思う+どちらかといえば避けると思う 36.7%
近くに精神科病院や障がい者施設がある …………… 避けると思う+どちらかといえば避けると思う 36.5%
- 同和地区に対する差別意識が「薄まりつつあるがまだ残っている」と思う人は過半を占めている。
同和地区や同和地区の人に対する差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている …………… 53.5%
- 差別を近い将来なくすのは難しいという認識は根強い。
同和地区の人たちは、就職するときに不利になること
ある 40.2%、ない 10.3% 完全になくせる+かなりなくせる 62.8%、なくすのは難しい 36.6%
同和地区の人たちは、結婚する際に反対されること
ある 53.4%、ない 3.8% 完全になくせる+かなりなくせる 54.4%、なくすのは難しい 45.0%
- 結婚時や土地についての忌避意識を弱める上で効果が見られる人権学習は多くない。
- 人権学習の経験がある人は「入居拒否や結婚時の身元調査は人権侵害」「差別は差別される側の責任ではない」という意識は高い傾向にある。
- 公的な啓発は「同和地区では人々の人権意識を高めるような交流が行われている」というイメージを高める上での影響が見られる。

今後の取組みのポイント

- 人権学習により、忌避意識を弱め、解決に向けた将来展望が持てるよう、学習者の気付きを促し、行動に結び付けることを目指した教育・啓発を推進する。
 - ・学校現場での人権教育の充実、教職員のスキルアップを図る。
 - ・差別の現状に留まらず、課題解決の過程を具体的な事例を用いて示す。
 - ・講義型に加え、参加・体験型の学習機会をさらに普及・定着させる。
⇒参加・体験型の講座を複数市町村で実施する。
⇒地域で活動する指導者の育成を目指す。
- 人権に関する意識を高め、人権問題を自らのこととして受け止めることができるように教育・啓発の内容、手法を工夫する。
 - ・子どもへの体罰、いじめ、虐待、ニート、引きこもりなど、身近な問題を内容に取り込む。



インフォーマルな差別的情報の影響を弱める、なくす工夫を

身近な人などからのインフォーマルな差別的情報の影響が大きいことが見えてきました。

- 「同和問題を知ったきっかけ」は「学校の授業で教わった」と「父母や家族から聞いた」とがほぼ同じ割合であるのに対し、「同和地区の人はこわい」「同和対策は不公平」というような話は身近な人(友人、近所の人、職場の人、家族)から聞いている割合が高い。
「同和問題を知ったきっかけ」
学校の授業で教わった 28.2%、父母や家族から聞いた 28.5%
「同和地区の人はこわいという話」
友人 39.5%、近所の人 28.0%、職場の人 27.4%、家族 25.1%、親戚 13.2%
- 身近な人からの情報、インターネット・メディア・書籍などからの情報で、同和地区は「集団で行動する」「今でも行政から優遇されている」というマイナスイメージを強める上での影響が見られる。
- 身近な人からの差別的な情報に接して賛同したり容認した人は、人権学習を受けても、差別的な情報に接したことがない人の水準まで人権意識は高まらない。

今後の取組みのポイント

- インフォーマルな差別的情報の影響を受けないようにするために、早い時期から学校教育の中で正確な知識を伝える。また、幼少期における発達段階に応じた教育プログラムを検討する。
- 子育て中の親に対する人権啓発の中でインフォーマルな差別的情報の影響力の強さを伝え、このような情報が広がることを防ぐ。
 - ・子育て教室等の場の活用
 - ・PTAを対象にした啓発
- 差別的情報への気付きを促すとともに、課題解決に向けた将来展望が持てるような学習を推進する。
 - ・メディアリテラシーの向上に取り組む。
 - ・人権教育教材の活用を図る。
⇒差別につながる社会の常識、価値観への気づきを促す教材を作成し、体験講座及びファシリテーター・チャレンジ講座等での活用を図る。

『交流』『協働』の条件整備を

被差別当事者との直接的な関わりが人権意識の高揚に有効であることが見えてきました。

- 同和地区やその住民と関わりのある人ほど
 - ・土地についての忌避意識が弱い
 - ・同和地区は「集団で行動する」「今でも行政から優遇されている」というイメージが弱い
 - ・「同和地区では人々の人権意識を高めるような交流が行われている」というイメージが強い傾向が見られる
- 同和地区の住民との関わりは「まったくない」人の方が、何らかの関わりのある人よりも、結婚相手を考える際に同和地区出身者かどうか気になる傾向が高い。
- 同和問題解決のための施策として「同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働してまちづくりを進める」を効果的と思う人が過半を占めている。
同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」を進める …… 非常に効果的+やや効果的 53.0%



今後の取組みのポイント

- 「交流」「協働」の取組みがさらに広がるよう、様々な人権問題について人々が交流し、共通の課題解決に取り組むよう支援する。
 - ・公益法人やNPO等が行う先駆的事例を紹介する。
⇒府内外のコミュニティづくりの取組み事例について情報収集し、府内市町村において、情報の共有を図る。
⇒行政職員向けにフィールドワーク等を実施する。
 - ・アドバイザーの派遣を行う。
 - ・既存の施設を活用した交流事業を推進する。
- コミュニティづくり以外での「交流」の機会として、マイノリティの立場に置かれている当事者の体験や考え方に直接触れ、人権問題を自らのことと受け止めることができる人権研修を推進する。
⇒講師リストを作成し、ニーズに応じた講師を紹介する。

同和問題における『逆差別』意識を払拭する取組みを

「同和地区は今でも行政から優遇されている」という意識(『逆差別』意識)が強いことが見えてきました。

- 「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」と思っている人が過半を占めている一方で、「同和地区に対するイメージ」「同和問題に関する差別意識がなくなる理由」として「今でも行政から特別な扱いを受け、優遇されている」を挙げる割合が高い。

差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ……そう思う+どちらかといえばそう思う 62.1%

「同和地区に対するイメージ」

今でも行政から特別な扱いを受け、優遇されている……そう思う+どちらかといえばそう思う 55.4%

なにか問題が起ると、集団で行動することが多い……そう思う+どちらかといえばそう思う 53.3%

同和問題に名を借りた、

いわゆる「えせ同和行為」で不当な利益を得ている人がいる……そう思う+どちらかといえばそう思う 50.6%

「同和地区に対するイメージを持った理由」

とくにこれといった理由はなく、単なるイメージ…… 36.4%

自分の身近にいる人が話している内容などから…… 29.5%

学校時代の学習経験や地域・職場での研修などから…… 16.1%

「同和問題に関する差別意識がなくなる理由」

昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから…… 54.0%

今でも同和地区の人だけ、行政から優遇されていると思うから…… 47.5%

結婚問題や住居の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから…… 46.1%

- 同和地区は「集団で行動する」「今でも行政から優遇されている」というイメージは、
 - ・同和地区住民に対する差別をなくすことは難しいと考えている人ほど強い傾向にある
 - ・人権意識の高い人ほど弱い傾向にある

- 「同和地区は今でも行政から優遇されている」と思う人は、同和地区内物件を避ける傾向が高い。

今後の取組みのポイント

- 同和問題についての啓発においては、かつての特別措置法に基づく施策の必要性や成果、残された課題、及び現在は広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般施策を活用して課題解決に取り組んでいることを、継続的に、わかりやすく情報発信する。
- 同和問題解決に向けた取組みについては、未だに特別措置法に基づく施策と誤解されるようなものがないか自己点検し、制度や運用に問題があれば見直す。

同和問題に関して、今でも「行政から優遇されている」という意識について

◆ 同和問題について

かつて同和地区の生活実態は低位な状態に置かれていたことから、大阪府では国の特別措置法に基づき、同和地区の生活環境の整備や同和地区出身者の自立促進を図るため、同和地区及び同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業を集中的に展開してきました。その結果、かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善されました。

◆ 特別対策事業の廃止・終了

1996(平成8)年5月の国の地域改善対策協議会意見具申において、「これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了する」ことが示されました。また、同年8月の閣議決定により、「平成8年度末までに完了できない事業実施箇所に限定して、経過措置として5年間に限り財政上の特別措置を行う」こととされ、2002(平成14)年3月に特別措置法は失効しました。

これを受けて、大阪府でも特別措置としての同和対策事業の見直しを行い、同和地区・同和地区出身者に対象を限定した事業について、既遂事業に対する償還補助を償還終了年度まで継続としたほかは、2001(平成13)年度末までにすべて廃止・終了しています。

◆ 同和問題解決に向けた取り組み

「特別措置」としての同和対策事業は終了しましたが、高校、大学への進学率、中退問題など教育の課題や失業率の高さ、不安定就労など労働の課題等が残されているとともに、インターネットでの悪意ある書き込みや落書きなどの差別事象、さらには不動産取引にかかわって同和地区であるかどうかなど差別につながる土地調査が行われるなど、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

現在、大阪府では、教育や労働など様々な課題を有する方々の自助・自立を図り、誰もがそれぞれの個性や能力を生かして自己実現を図ることを支援するため、広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般施策により、同和問題の解決に取り組んでおり、かつてのような特別措置法に基づく施策は実施していません。

◆ わかりやすく情報発信

広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般施策を活用しながら同和問題解決に向けて取り組みを進める中で、「いまでも同和地区だけ、行政から特別な対策を受け優遇されている」とのイメージを持つ人の割合が55.4%であったことを行政として真摯に受け止め、府としては、市町村とも連携しながら、「行政から優遇されている」という誤解を解くよう、現在のはかつての「特別措置」は行われていないということ、様々な方法を用いて広く府民にわかりやすく伝えていきます。また、「特別措置」と誤解されるようなものがないか自己点検し、制度や運用に問題があれば見直します。

「人権問題に関する府民意識調査」の報告書は、大阪府人権室のHPに掲載しています。

- 人権問題に関する府民意識調査報告書(基本編)
http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/ishiki22_index.html
- 人権問題に関する府民意識調査報告書(分析編)
http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/ishiki23_index.html



虐待や体罰の末に親が子どもを殺してしまう、教員からの体罰を苦しんで自殺してしまうなど、子どもが犠牲になる痛ましい事件が後を絶ちません。体罰は許されるものではなく、体罰が暴力であり、子どもの人権を否定するものであるととらえるとともに、体罰をなくしていくための取り組みについて考えます。

声でつながり、 地域へつなげる虐待防止の取り組み

NPO法人児童虐待防止協会理事

かわもと のりこ
川本 典子さん



虐待の一手手前にいる人を支援するために

わたしたちの団体は、医療、福祉、母子保健などさまざまな分野で活動する専門職が集まり、1990年に虐待に取り組む組織としては全国初の民間団体として設立されました。わが子を虐待している人や虐待の一手手前という状況に陥っている人たちを支援するには、フレキシブルに対応できる民間での活動が必要だと考えたのです。まずは匿名で声でつながれる電話相談を活動の柱としました。

当時、虐待する親に対する社会のまなざしはとてもしんどく、子どもに手をあげていることなど簡単には口にできない空気がありました。けれど1988年に関西テレビ放送（設立時からの支援団体）が子育てに悩む親を取材したドキュメンタリー番組を放送したところ、深夜帯にも関わらず大きな反響がありました。「いけないと思いながら、子どもを叩いてしまう」と語る母親の言葉に、多くの母親が共感するとともに、社会的には育児の過酷さが衝撃をもって受け止められました。このことも団体設立のきっかけの一つとなっています。

複雑化する虐待の背景

その後、虐待の実態や子育ての環境の厳しさなどが徐々に認知され、現在は虐待が身近な問題として話せるようになりました。しかし子育ての状況が楽になったわけではなく、むしろしんどさが見えにくく、また複雑になっているように感じています。たとえば行政などの子育て支援メニューが充実し、電話開設当初多かった親子の集える場所がないといった悩みはあまり聞かれませんが、集まれる場の選択肢が増えたのはいいことです。しかし一方で、電話相談を受けていると子どもや他人とのかかわりそのも

のがつらいという人が増えているのも感じています。そうした人はさまざまな支援があるのを知っていても、アクセスしたり人間関係をつくったりすること自体がしんどいと感じ、なかなかつながることができずにいます。

地域で安心してサービスを受けてほしい

虐待は子育てをひとりで抱え込むような孤立した環境で起こります。そのため、私たちは電話相談を通じてできるだけ地域や行政の支援につながっていただくことを目標にしています。「叩いてしまった」「子どもがかわいく思えない」といった本音を受け止めることで気持ちが楽になることもあります。虐待という行為はそう簡単に治まるものではありません。親自身が深く傷ついていることが多いからです。まずは私たちの相談活動のなかで「話を聞いてもらえる」「責められない」ということを経験し、安心して地域での支援につながってもらおう。それが虐待から子どもを救うこととなります。

近年、社会全体で虐待に対する危機意識が高まってきたのはいい傾向だと思います。けれど親の方に「泣かせたら通報されるのではないか」という恐怖心や監視されているようなプレッシャーが高まっているのも事実です。充実してきた子育て支援のサービスを知ってもらい、「一人でがんばらなくてもいいんだ」と伝わるような情報発信、信頼関係づくりにもさらに取り組んでいきたいと考えています。

NPO法人児童虐待防止協会
TEL: 06-6762-4858
子どもの虐待ホットライン TEL: 06-6762-0088
子ども専用フリーダイヤル キッズライン TEL: 0120-786-810
<http://www.apca.jp/index.html>

力関係の「濫用」が生み出す体罰は決して許されない

NPO法人女性と子どものエンパワメント関西理事長

たがみ ときこ
田上 時子さん



体罰は大人の都合でしかない

私は70年代から80年代にかけてカナダのテレビ局で働きました。ジャーナリストとして、子どもの虐待やDVなどあらゆる暴力を報道しながら、人は暴力では育たないということを学びました。ところが1988年に帰国した時、暴力や性暴力に対する日本の報道に大きなカルチャーショックを受けました。たとえば当時起きた幼女連続殺人事件の報道はセンセーショナルなものばかりで、なぜ大人ではなく子どもが被害に遭うのかといった議論はほとんどみられませんでした。

暴力は必ず力のある側からない側へと行われます。例えば体罰は「しつけ」「指導」という名目で、実際にはその時の気分や役割意識など自分の都合で、大人と子どもの力関係を濫用しているのです。虐待は英語でabuseと書きます。直訳すると「適切に利用しない」、つまり濫用ということです。

暴力の容認は思考停止で無責任

日本では長い間、しつけや指導としての体罰が容認されてきましたが、暴力を受けて喜ぶ子どもはいません。ところが体罰について議論をすると、「最終的な手段として体罰が必要な時もある」などと必ず暴力を肯定する意見が出ます。「自分も子ども時代にしごかれたが、おかげで強くなった」と言う人もいますが、人は自分を守るために不快だったり傷ついたりした記憶を塗り替えることができます。「自分は体罰で成長した」と塗り替えられた記憶を、暴力を肯定したい人たちが利用するという構図があります。

それでは、暴力はなぜいけないのでしょうか。体罰を容認する人に説明する時、私は2つの理由を挙げます。まず、暴力を行使することで子どもは「大人は暴力で問題を解決するのだ」と学びます。つまり体罰は子

どもに暴力を教えていることになります。そして、最終手段として暴力を容認することは思考停止であまりにも工夫がなく、無責任だということです。体罰はしつけや指導という名目でおこなわれますが、子どもには「問題があれば暴力で解決すればいい」ということだけが伝わり、「あなたには力がある」というメッセージや生きていくために必要な知恵や技術など本当に伝えるべきことは決して伝わりません。子どもにとって暴力のメリットなど何一つないのです。

子どもの「内なる力」を引き出す知恵を

すべての子どもは「内なる力」をもっています。その力を発揮できるようサポートするのが親や教師の役目です。しかし人間は力を持つと濫用する傾向があります。子どもと向き合う大人はそのことをしっかりと自覚することが大切です。同時に、子どもたちの内なる力を引き出すための工夫をしましょう。例えばしてはいけないことを教えるのではなく、何ができるかを教えます。子どもに語りかける言葉を「～してはダメ」という否定語から、「～ができるよ」という肯定語に変えるのです。子ども自身が自分の力を信じ、自己肯定感をもって生きていくために何を伝えればいいのか。私たち大人に求められているのは、そのための知恵と工夫なのです。

NPO法人女性と子どものエンパワメント関西
TEL: 0797-71-0810 FAX: 0797-74-1888
<http://www.osk.3web.ne.jp/~videodoc/>



体罰と子どもの人権

(エンパワメント・センター) ^{もり た}森田 ゆりさん

もう15年近く前のことだが、親や教師から体罰を受けた中学生、十数人に同じ質問をして回ったことがある。

宿題を二度続けてやってこなかったため教師から頬を平手打ちされ、教室の前に立たされたA君は「その時どんな気持ちになった?」という私の質問に「自分が悪かったから仕方ない」と答えた。「誰が悪かったかを聞いているのではなく、その時のあなたがどんな気持ちになったかを知りたいんだけど」とさらに聞くと彼はしばらく考えてから、「すごく怖かった。そのあとはやたら悔しくなった」と言った。

ほかの中学生にも共通していた反応は、A君同様に、その時の自分の気持ちを言葉にするのに時間がかかったことだ。「その時あなたはどんな気持ちだったの?」と聞いているのに「先生も一所懸命だったんだ」とか「親も、自分の将来のことを思ってくれるから殴ったんだと思う」と自分の感情は置き去りにしていることが多かった。このことは子どもがその体罰をどのように受け止めたかよりも、体罰が社会でどのように認識されてきたかを物語っている。

体罰をする大人たちは、子どもが許されざる行為をしたときは身体的苦痛を伴う罰を与えることで子どもにその過ちを体で理解させるのだと、体罰の正当性を主張する。しかし、体罰が子どもに身体的苦痛よりはるかに大きい心理的苦痛をもたらしていることについて考えてみたことはあるだろうか。

最近大きく報道された高校バスケット部キャプテンがコーチによる体罰を苦にして自殺したのは、その身体的苦痛に耐えられなかったからではなく、多大な心理的苦痛に圧倒されてしまったからだ。

体罰を受けたとき、子どもは身体的苦痛以上にさ

まざまな感情を抱く。それは恐怖感であり、悔しさであり、惨めさでありと、人によってさまざまだ。しかし、体罰をする側は正しくて、された側はまちがっているとの構造がゆるぎなく存在するとき、そんな感情は取るに足りないもの、抱いてはならないものの、表現してはならないものとして行き場を失い、子どもの身体の中をさまようしかない。認められなかった感情、表現を許されなかった感情、とりわけ本人自身も認めることができない感情は人の心の中の異物として、自己認識に、人間関係に大きな影響を及ぼす。ときにはそれは自ら命を絶つしか解決方法が見つからないという追い詰められた状況をもたらす。

男性中心社会では女性の立場は軽んじられ、健全者中心の社会では障がい者の立場が無視されてきたように、大人中心の社会では子どもの立場は無視されている。子どももさまざまな感情を持ち、自分への自信や尊厳という人権が冒されると生きる力を失うことすらある存在なのだ。子どもの権利条約が日本で批准されてから19年を経たが、今もって子どもの人権が尊重される社会からほど遠いのが日本の状況だと言えよう。

日本では、親の約6割、58%が子への体罰は必要と考えているという調査がある。その理由は、「口で注意してもわからない」、「親の怒りを明確に示せる」、「痛みを知れば他人にやさしくなれる」など。自分の子どもに体罰を与えたことがある親は65%だった。(どちらも朝日新聞誌上調査2010年8月21日)

『親、教師による体罰の実態』(石川義之編著島根大学法文学部社会学研究室 1998年)は、全国の大学生、専門学校生1034人の子ども時代の体罰体験に関する調査だ。それによると、高校までの子

ども時代に親や教師から体罰を受けたと回答した者は49%、約半数になる。そのうち教師からの体罰を体験した者は全体の59.8%、約60%である。それも一回限りのものではない。「時々」体罰を受けた者が35.1%、「一度」が12%。教師からの体罰の場合、頻度はさらに高くなり、特に男子の場合、「時々」は50.9%になっている。2人に1人の子どもが体罰を受けていることを示すこの調査結果をみても、体罰は時には子どもに必要なだとの考えが根強く残っていることがわかる。

筆者は、体罰には少なくとも次の6つの深刻な問題があると考えている。

- 1、大人の感情のはけ口であることが多い。
- 2、痛みと恐怖感で子の言動をコントロールする。
- 3、他のしつけの方法を考えなくなる。
- 4、暴力がエスカレートする。
- 5、体罰を見た他の子どもにも心理的ダメージを与える。
- 6、取り返しのつかない事故を引き起こすことがある。

(森田ゆり著『しつけと体罰』童話館出版より)

だから、禁煙啓発の徹底と同じように、体罰をしない、させないという啓発の徹底が必要である。

体罰は、社会における子どもの地位がいかに低いかを如実に表わすバロメーターである。大人に対しては当然許されざる行為が、相手が子どもだと許されてしまう。同じ行為が大人に対してなされた場合は暴行罪、傷害罪とれっきとした犯罪とみなされても、相手が子どもだとそれは「しつけ」や「教育的配慮」や「愛情表現」や「強いチームをつくるためには必要」となってしまう。

日本の法律では、体罰は学校教育法によって禁止されているが、それ以外の法律では明記されていない。スウェーデンは、世界で最初に家庭内も含むあらゆる場での子どもへの体罰を禁止する法律を制定した国だ。

「子どもたちは、看護、安全、そして良い養育に対する権利を有している。子どもたちは一人格として、また一個人として尊重に基づき扱われ、体罰や他のどんな屈辱的な扱いも受けてはならない。」

(Parenthood and Guardianship Code:育児と保護責任法、1979年制定1983年改定)

スウェーデンが体罰を禁止する法律をいち早く制定し、過去30余年間に体罰の発生件数を大幅に減少させることに成功したのは、その一世紀前から、体罰のもたらす害を告発し、子どもの人権の尊重を要求するたゆまぬ運動があったからである。

1900年にスウェーデンの教育社会思想家エレン・ケイは『児童の世紀』を著して、20世紀こそは児童が尊重される世紀にしようとして世界に向けて呼びかけた。『児童の世紀』は、体罰の厳禁を訴え、児童労働からの保護と教育の機会均等を主張し、男女共学など性別を撤廃した学校と、学校における性教育の必要性を論じている。中でも、体罰への批判には多くの紙面をさき、ゲーテからニーチェ、ドストエフスキーをも引用して展開される体罰無用論には、エレン・ケイの情熱的なまでの意志が感じられる。

「わたしは、三歳以上の子どもが殴打でおどかされて、深刻な影響を受けなかった話を聞いたことがない。この倫理的と思われている手段は、親たちが子どもをおどかしながら滑りこんでいく邪道であると、わたしは見ている。」「ムチでおどされると、子どもの覚えるのはその不愉快な結果の恐怖だけである。(中略)子どもはただちに、ずるく立ちまわれば殴打を免れうるものと理解する。こうして殴打はずるさを助長するだけで、決して道徳的ではない。子どもの地獄である殴打が、子どもの精神のどんな道徳性に影響を与えるか、それは、地獄の教えと地獄の恐怖が人間性に与える影響の示すとおりである。」

「体罰が取り返しのつかない害をなした例は無数にあるのに、それを教育者たちは感じもしないで、勝ち誇ったように体罰がいろいろの場合にいかに有用であるかを宣伝する。」

体罰を「地獄の教え」と呼んで批判したエレン・ケイの20世紀の世界へ向けた主張を、21世紀の日本はどう受け止めるかが問われている。



株式会社イージェット代表取締役

しまだ たえこ
島田 妙子さん

虐待する親の苦しさを 受け止め、「責める」から 「助ける」へ



どんどん変わっていった父の人相

児童虐待の早期発見、早期対応への取組みが進められている。2004年の児童虐待防止法改正により、地域住民に対しても児童相談所への通告が義務化された。その意義は認めつつも、島田妙子さんは「それでは虐待は減らせない」と話す。島田さん自身の壮絶な体験に基づいた実感である。

4歳の時に両親が離婚、二人の兄とともに児童養護施設に入所した。小学2年の時、再婚した父が迎えに来る。継母は22歳だった。「今思えば、いきなり年子の三人きょうだいの母親になるなんて無理な話ですよ」。すぐに育児ストレスを抱えるようになった継母は子どもたちに暴力をふるい、父を責めた。やがて優しくかった父も虐待に加わる。「どんどん父の人相が変わっていったのが今でも忘れられません」。

悪いとわかっていて抜け出せない苦しさ

一方で、親たちが暴力をふるいながら子どもの目をまっすぐに見られないことにも気付いていた。「いけないことをしているってわかってるんです。だから子どものまなざしを敏感に感じて、さらに暴力で抑えつけようとするんですね」。虐待が周囲に気付かれそうになると引越したのも後ろめたさの表れだったのだろう。

島田さんが中学2年になった時、虐待に気付いた担任が父親に「いくら親でもアカンもんはアカン」と言い切り保護されたことで、7年に及ぶ虐待は「一瞬で終わりました」。その後、両親は離婚。父は謝罪の言葉を残して自死し、継母は荒れた生活の果てに

一人で亡くなった。「虐待は親にとっても苦しくてたまらないものなんです」。

だからこそ、島田さんは「親の心を助ける」という形での虐待防止に取り組む。虐待をしている親に「虐待さん、いらっしやい」と呼びかける。「悪いとわかっているのに抜け出せなくて苦しんでいる人を責めたら、心を閉ざされてしまう。まずはつながらないと」。

しんどさを受け止め、経験を生かす道をつくる

講演後、「私、虐待してるんです」と告白してきた人に、「大変やったなあ」とねぎらう。そして「子どもを叩くってパワーいるよね。しんどかったね。これからはそのしんどい経験を活かして、一緒にほかの“虐待さん”を助けていこう」と語りかける。「みんな驚きますよ。“え?こんな私が誰かを助けられるの?”って。責められまいと虚勢を張ったり支援を拒否したりしていても、内心では誰よりも自分で自分を責めているんです。だから“あなたにもすばらしい力があるんだよ”と伝えることが、虐待を止める第一歩なんです」。

もちろん人はそう簡単には変わらない。しかし虐待から救ってくれた中学時代の担任は当時27歳で産休明けだったが、毅然と校長や教頭にも意見してくれた。そんな大人が一人でもいれば状況は変えられる。「私もその一人になることで、あの経験を生かせますから」。映像制作会社の経営と3人の子どもの子育て、そして夫の母の介護をしながら、講演活動やインターネットでのメッセージの発信、悩む親たちとの交流に力を注いでいる。

NPO・草の根活動



若年認知症支援の会 愛都(アート)の会

64歳以下で発症する認知症を若年認知症といいます。若年認知症に対する社会の理解・意識の低さや偏見があり、本人や家族は病気を公表できずに認知症の初期を過ごすことが少なくありません。また、診断を受けた後も専門職からの情報提供の少なさや利用できる福祉や制度が少ないことから、社会参加の機会は急激に少なくなります。発症後、家に閉じこもりがちになり、その後の介護保険利用までに3年から5年を要することもあります。

このような若年認知症の本人や家族の居場所、相談先を作るため、愛都の会は2005年2月に発足しました。現在は大阪府を中心に活動し、会員は若年認知症の本人とその家族、専門職や市民のサポーター120名です。

主な活動は、毎月第二日曜日(参加者約50名)の定例会を行なう他、相談、機関紙の発行などです。定例会では、本人が安心してありのままの自分でいられる、自分の思いを自由に話せ、いきいきと自分らしく過ごせる場を提供すると同時に、

家族にとっても休息や情報提供の場を提供することを目的としています。

奇数月は「なにわくらぶ」として、本人交流、アートワークなど、本人や家族の希望を取り入れた活動を、公的施設を借りて行っています。偶数月は、NHK見学や商店街の散策、大阪府内の公園施設など様々な所に出かけ、一人ひとりに合わせた外出活動を行なっています。

会の運営としてサポーターが心がけていることは、お世話する人、される人の関係ではなく、参加者同士で会の活動を楽しむこと、その中で若年認知症の本人の苦手とする部分をさりげなくサポートすることです。サポーターも若年認知症の本人にも役割を持ってもらい、それぞれが楽しむことを基本としています。

若年認知症支援の会 愛都(アート)の会
<http://artnokai.kt.fc2.com/>

社団法人子ども情報研究センター

私たちは、子どもが生きるあらゆる場面で子どもの人権が保障されるように、「子どもの権利に関する調査研究」「子ども及び家庭のアドボカシー」「子どもの参加の促進」「子どもの権利に関する図書編集刊行」「子どもの権利に関する研修」「子どもの権利に関する国際交流」という事業を実施している市民団体です。

具体的には、「ファミリー子育て何でもダイヤル」「チャイルドラインOSAKA」「子ども家庭相談室」「子育て・子育て支援ネットワーク」「子ども参加企画プロジェクト」「機関誌『はらっぱ』」等の編集刊行、「人権保育教育連続講座」などの事業をしています。また、行政からの委託事業として、「大阪市こども相談センター不登校児童通所事業」「大阪市つどいの広場事業」「大阪市子ども家庭支援員研修事業」「大阪府教育委員会『被害者救済システム』連携支援」「大阪府教育委員会『24時間電話相談』」なども実施しています。

私たちは、それぞれの事業で子どもに出会います。子どもから、人のかけがえのなさ、尊厳というものに気づかされます。0歳の子どもの気持ちや願いがあり、それを伝える力があります。他者を気遣い、ともに生きることを楽しむ力があります。当たり前のことなのに子どもってすごいなあと思ってしまう。それくらい私たちの社会は、子どもを力のないものとし、軽んじてきました。これは子ども差別です。自分のことなのに意見を聴いてもらえず、決定に関与できず、家庭や学校や地域で自分が大切にされていると感じられず、生きている意味がないと感じる子どもが少なからずいます。

子ども情報研究センターでは、2011年より“子どもの声がおとなに届くために私たちにできること”と題して、イギリスの子どもアドボカシーシステムを学んでいます。「子どもアドボカシー」とは、おとな中心の社会において、子どもがひとりの市民として声をあげることができるように子どもを支援することです。2013年3月24日には、「学校・福祉現場で一人ひとりの子どもの声をどう支援するか ー子どもアドボカシー実践講座ー」を開催します。この講座が日本の子どもの権利を実現する大きな一歩となることを祈っています。



社団法人子ども情報研究センター
<http://www.kojoken.jp>



人権相談の現場から

児童虐待、夫へのDVに関する相談

相談

子どもに暴力を行う妻のことで悩んでいると、その夫から相談があった。二人は再婚で、妻が連れてきた中学生の息子1人と、夫婦の間に生まれた3歳と1歳の幼児2人の5人家族。妻は、中学生の息子に対してのみ、返事の仕方が悪い等の理由でミミズ腫れができるほど叩いたり、食事を抜きにしたりすることがあったため、その息子は児童養護施設に過去2回入所した経験がある。妻はこまめに育児や家事は行えるが、精神疾患があって些細なことでキレやすく、夫に対して「役立たず。全てあなたが悪い。」などと一方的に責めることが多い。中学生の息子への暴力を巡って夫婦げんかとなり、あまりの暴言に相談者が傷付き、過呼吸で意識が危うくなったため、病院に緊急搬送されて入院となり、医師からうつ病と診断された。相談者は、子どものことが心配になったので、医師の了解の下に入院して2日後に薬をもらって退院し、すぐに相談窓口を訪れた。相談者は、妻のいる家には帰りたくないが子どもが心配である。

対応

まず、相談者の気持ちやこれまでの家庭内でのしんどさ、それに耐えてきたことなどをお聴きした。また、中学生の息子が児童養護施設に入所した際の状況なども聴いた。そして、一人で考えて悩んでしまう可能性があるため、一緒に考えていくことを伝えた。

次に、妻が中学生の子どもに対して行っている行為は児童虐待であること、児童虐待には4つの分類があり(「児童虐待とは」参照)、妻の行為が身体的虐待であり、ネグレクトや心理的虐待でもあることを説明した。そして、住んでいる市町村の児童家庭相談窓口と児童相談所(子ども家庭支援センター)を紹介した。

相談の際には中学生の子どもだけに児童虐待が確認できるが、夫妻の間に生まれた子どもへの虐待の可能性も視野に入れながら支援に取り組むこととした。

相談者は、うつ病と診断されているので、精神的ケアについて専門家(医師や精神保健福祉士)や保健所と連携しながら支援を進めていくことにした。さらには、父母や兄弟姉妹、友人など周りにいる人で相談者を支えることができる人を見つけ、協力を得られるようにできないかを検討した。

今回のケース以外でも、児童虐待や配偶者からの暴力など、複数にわたる人権課題が重なり合っているケースがあり、また被害者や加害者に精神疾患などの障がいや疾病などが背景にある場合もあるので、双方の支援を考え、つなげていく取組みを、各相談機関と連携しながら進める必要がある。

児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待を受けたと思われる18歳未満の子どもを発見した人に、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することを義務付けています。

「児童虐待とは」

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が、子どもに対し次の行為をすることをいいます。これらの行為は保護者の意向にかかわらず、子どもの視点で判断します。

身体的虐待	子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
性的虐待	子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。
ネグレクト	子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること。
心理的虐待	子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で配偶者への暴力を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

大阪府ホームページより抜粋 <http://www.pref.osaka.jp/kateishien/gyakutai/gyakutai.html#1>

児童虐待の通報窓口や相談機関

大阪府内の児童相談所(大阪府内にお住まいの方) 児童虐待110番 ※月曜日から金曜日、午前9時から午後5時45分(土・日・祝日・年末年始を除く)

お住まいの市町村	担当センター	電話番号	お住まいの市町村	担当センター	電話番号
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市 門真市、四條畷市、交野市	大阪府中央 子ども家庭センター	072-828-0190	富田林市、河内長野市、松原市 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町 河南町、千早赤阪村	大阪府富田林 子ども家庭センター	0721-25-2263
豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	大阪府池田 子ども家庭センター	072-751-1800	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市 和泉市、高石市、泉南市、阪南市 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府岸和田 子ども家庭センター	072-441-0125
吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	大阪府吹田 子ども家庭センター	06-6389-2099			
八尾市、柏原市、東大阪市	大阪府東大阪 子ども家庭センター	06-6721-5336			

大阪市、堺市にお住まいの方

お住まいの市町村	担当センター	電話番号
大阪市	大阪市こども相談センター 児童虐待ホットライン	0120-01-7285 (24時間 年中無休)
堺市	堺市子ども相談所 子ども虐待ダイヤル	072-241-0066 (夜間休日でも対応)

大阪府夜間・

休日虐待通告専用電話 072-295-8737(休日及び夜間17時45分から翌朝9時)

その他の市町村にお住まいの方

各市区町村にも児童家庭相談の窓口があります。お問合せは各市区町村児童家庭相談窓口へ。

大阪府人権相談窓口(運営:財団法人 大阪府人権協会)
相談専用でんわ 06-6581-8634

施設等紹介

大阪府立子どもライフサポートセンター

大阪府立子どもライフサポートセンター(以下「ライフ」)は、中学校卒業から18歳までの不登校・ひきこもり等、様々なニーズに対する支援が必要な児童に、進学や就職など社会的な自立に向け必要な支援を行う施設です。



どんなところ? どんなことができるの?

ライフの利用方法は、入所(施設の宿泊棟での集団生活)と通所(自宅などから通う)の2種類あります。また、それぞれの目的に合わせて利用できるよう以下のプログラムを用意して、皆さんの「学びたい、働きたい、自立したい!」を応援しています。

あなたを支える各種プログラム

自立支援

- ☆基本的な生活習慣の確立
- ☆起床から就寝まで、24時間を通じた生活訓練(入所のみ)
- ☆調理実習
- ☆外出プログラムの計画と実施



心理支援

- ☆不安や悩みを軽減
「心理カウンセリング」
- ☆他人との関わり方を学ぶ
「ソーシャルスキルトレーニング」
- ☆周りと一緒に自分も成長!
「アドベンチャーカウンセリング」



学習支援

- ☆学力のサポート
- ☆漢字・数学・英語の各検定合格のサポート
- ☆高校卒業程度認定試験合格のサポート
- ☆通信制高校在籍者へのサポート
- ☆全日制・単位制高校通学へのサポート(※入所のみ)

職業支援

- ☆パソコン資格取得のサポート
- ☆職業適性検査や自己分析のサポート
- ☆職場見学の実施
- ☆就職に向けた訓練受講等のサポート
- ☆就職後のフォロー



利用したい場合は…

ライフは児童福祉法に基づく「児童自立支援施設」です。利用にあたっては児童相談所の措置が必要です。

ライフ利用ご希望の場合は、お住まいの地域の児童相談所(府子ども家庭センター、堺市子ども相談所、大阪市子ども相談センター)にご相談ください。なお、見学・相談は随時可能ですので、ライフまでお問い合わせください。

◎ふれあいダイヤル

(対象: 概ね18歳までの方、その保護者・関係者の方)
不登校やひきこもりを中心とした悩みごとの相談は「ふれあいダイヤル」をご利用ください。ケースワーカーや心理職員がお話を伺います。秘密は守られます。

ふれあいダイヤル: 072-298-3595

(月曜から金曜の10時から17時まで、土日祝・年末年始は休み)

<アクセス>

泉北高速鉄道「光明池」駅下車
バス約5分「城山台口」
停留所下車すぐ
または光明池駅より徒歩約15分



<問合せ先>

大阪府立子どもライフサポートセンター
堺市南區城山台5-1-5
電話: 072-295-8101 FAX: 072-295-8206
ホームページ
http://www.pref.osaka.jp/life-support/kodomolife_top/



大阪府では…



人権学習シリーズVol.9「あたりまえの根っこ—社会の意識とわたしの価値観—」

人は社会にあるさまざまな意識や価値観を「常識」「あたり前」として身につけていきます。しかし、「常識」「あたり前」の中に差別や人権侵害につながるものが含まれる可能性があります。

人権学習シリーズVol.9では、人権概念を構成するものの中から「社会意識」「原因・背景」を取り上げます。私たちの暮らしの中にある習慣など「常識」「あたり前」とされてきたものがどのように培われてきたのか、その根底はどこにあるのかを考え、社会的な意識が差別や人権侵害につながる場合があることを考えます。

このために、自分の価値観や子どもの権利、同和問題などを取り上げた学習プログラムを作成しました。

また、プログラムを進める上で必要な基礎知識や考え方を、用語解説や論文などで説明し、ファシリテーターがプログラムを実践しやすいように配慮をしました。

ぜひ、地域や職域や学校などの人権研修で本書を活用ください。



内 容

発刊にあたって
冊子の構成と使い方 用語解説
解説論文
学習プログラム
しあわせになりたい!
子どもとおとな、なにが違う?
あなたが大切にする人としての中心軸は?
知ることのできるゆたかな関係

体 裁

A4版 50ページ
※冊子が必要な方は下記あてにご連絡ください(ただし、送料はご負担ください。)

連 絡 先

大阪府府民文化部人権室 TEL:06-6210-9281 FAX:06-6210-9286
財団法人大阪府人権協会 TEL:06-6581-8613 FAX:06-6581-8614

人権学習シリーズの紹介

人権学習シリーズvol.1～vol.8及び入門ガイドは、人権について学び、考えるための教材として、下記の通り刊行されています。本人権学習シリーズvol.9と併せてご利用ください。



人権学習シリーズvol.1
『結婚?幸せ』



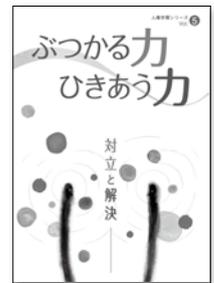
人権学習シリーズvol.2
『働く』



人権学習シリーズvol.3
『暮らす』



人権学習シリーズvol.4
『ちがいのとびら—多様性と受容—』



人権学習シリーズvol.5
『ぶつかる力 ひきあう力—対立と解決—』



人権学習シリーズvol.6
『同じをこえて—差別と平等—』



人権学習シリーズvol.7
『みえない力—つくりかえる構造—』



人権学習シリーズvol.8
『わたしを生きる—アイデンティティと尊厳—』



人権学習シリーズvol.9
『あたりまえの根っこ—社会の意識とわたしの価値観—』



人権学習シリーズ入門ガイド
『初めてのファシリテーター』

第31回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式



大阪府・大阪府教育委員会・人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)では、府民の人権意識の高揚を図るため、府内の小・中学(部)生を対象に、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを訴えることを内容とする「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏期に募集し、入選作品の表彰を行っています。

今年度は、966作品(詩部門 550作品、読書感想文部門 416作品)の応募があり、その中から23作品の入選作品が選ばれました。2月17日(日)には、大阪府立中央図書館ライティホールにおいて表彰式を行い、続けて、全盲の女性で前例のない様々なチャレンジで話題の立木早絵さんの講演会とピアノ弾き語りコンサートを行いました。

なお、入選作品集を作成しましたので、冊子(A5判)をご希望の方は下記あてにご連絡ください。(部数に限りがあります)

※冊子は無料ですが、送料をご負担ください。

【連絡先】〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎38階

大阪府府民文化部人権室 人権教育・啓発グループ

TEL 06-6210-9281 FAX 06-6210-9286

お|知|ら|せ

高槻市

◆人権講演会「新ちゃんのお笑い人権高座」

■日 時 / 3月30日(土) 13時~15時(開場12時30分)
■会 場 / 高槻市立富田ふれあい文化センター 地下大ホール

■内 容 / 講演「新ちゃんのお笑い人権高座」
講師:露の新治さん(落語家・露の五郎兵衛一門)

■参加費 / 無料
■定 員 / 先着200名
■その他 / 手話通訳あり

■問合せ先 / 高槻市立富田ふれあい文化センター
TEL:072-694-5451 FAX:072-694-5453

◆人権講演会事業「心の豊かさを求めて」(予定)

■日 時 / 6月8日(土) 14時~16時(開場13時30分)
■会 場 / 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール
■内 容 / 「風と大地と島を唄う~トーク&沖縄音楽ライブ~」
講師:南め風人まーちゃんうーぼー

■参加費 / 無料
■定 員 / 先着300名
■その他 / 手話通訳・保育・要約筆記あり

■企画・運営・問合せ先 / 一般社団法人高槻市人権まちづくり協会
TEL:072-674-7878 FAX:072-674-7877

◆平和展(予定)

■日 時 / 8月8日(木) 9日(金)
■会 場 / 高槻市立生涯学習センター 1階 展示ホール
高槻市立生涯学習センター 2階 多目的ホール
■企画・運営・問合せ先 / 一般社団法人高槻市人権まちづくり協会
TEL:072-674-7878 FAX:072-674-7877

◆ヒューマンライフフェスタ(予定)

■日 時 / 8月17日(土)18日(日) 17時~21時
■会 場 / 高槻市立春日青少年運動広場(春日神社横)
■内 容 / 8月17日(土) ミュージックフェスティバル
18日(日) 盆踊り
■企画・運営・問合せ先 / 一般社団法人高槻市人権まちづくり協会
TEL:072-674-7878 FAX:072-674-7877

ト|ピ|ック

泉佐野市

◆第14回泉佐野市人権研究集会

■日 時 / 3月3日(日) 13時~16時30分(受付12時30分)
■会 場 / 「泉の森大ホール」他

■内 容 /
全体会(13時~14時30分)
講演「すべての人が幸せ元気に生きる秘訣!~性差も、障がいも、災害をも超えていく生き方~」 講師:金香百合さん

分科会(14時45分~16時30分)
第1分科会「高齢者の社会参加」
講演「地域や世代をつなぐ紙芝居~命ある限り社会の一員~」
講師:紙芝居劇むすび&石橋友美さん(マネージャー)

第2分科会「障がい者と雇用」
講演「障がい者と雇用問題について」 講師:三宅嘉美さん(障がい者就業・就労サポート協働機構)

第3分科会「いじめ問題」
「“いじめ”から子どもを守ろう」 講師:浦部健一さん(学校支援コーディネーター)

第4分科会「府民意識調査からみた人権課題と部落差別問題」
講演「府民意識調査からみえてきた部落差別の現状と人権学習・啓発の課題」 講師:神原文子さん(神戸学院大学人文学部人文学科教授)

第5分科会「防災と人権」
講演「南海トラフ沿いの超巨大地震の正体と揺れ・津波への備え」
講師:釜江克宏さん(京都大学原子炉実験所附属安全原子力システム研究センター教授)





「大阪府人権相談窓口」に ご相談ください

無料!

大阪府では、(財)大阪府人権協会に委託して、「大阪府人権相談窓口」を開設しています。
この相談窓口では、人権に関わる課題のある府民の皆さま等からの相談を受け、
その問題に応じた情報提供や適切な相談機関等の紹介などを行います。

1. 相談日時

平日相談	毎週、月曜日～金曜日 *祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く	9:30～17:30
夜間相談	毎週、火曜日 *祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く	17:30～20:00
休日相談	毎月、第4日曜日	9:30～17:30

*なお、この時間帯での相談が難しい場合には、一度ご連絡いただき、ご都合の良い時間帯、日程等をお聞きし、相談をお受けします。

2. 実施方法

(1) 電話相談・・・電話で専門の
相談員が対応します。

専用電話番号
06-6581-8634

(2) 面接相談
① 専門の相談員が対応します。
② できる限り、
事前に連絡してください。

(3) 弁護士相談
① 弁護士が対応します。
② 事前に連絡してください。



<公共交通機関をご利用ください>
JR大阪環状線「弁天町」駅北口より約600m、
地下鉄中央線「弁天町」駅4番出口より約700m
*有料駐車場あります

問い合わせ先

財団法人 大阪府人権協会 事業部

住所 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL 06-6581-8613、FAX 06-6581-8614 メール so-dan@jinken-osaka.jp

お兄ちゃん

寝屋川市 小学六年生(当時)

磯辺 朋海

お兄ちゃんが笑うと
みんなも笑う
さっきまで元気がなかった
私も笑う
さっきまでパソコンに夢中だった
お姉ちゃんも笑う
さっきまでおこっていた
お母さんも笑う
さっきまで寝ていた
お父さんも笑う

お兄ちゃんは
わずか八才で
見ることも
話すことも
動くことも
うばわれてしまったけど
だれよりも
よく聞き よく考え よく笑う
そして
だれよりも
いろいろなことを伝えてくれる

本当の友達

大阪市 中学二年生(当時)

藤村 早希

ひとりにするのが怖くて、
笑いたくないのに笑って、
助けて欲しいのに口に出せない。
人を追いつめる人がどれだけ愚かか
分かっていても
そんな愚かな人に認めてもらいたい
自分がいる

自分を認めてもらえると嬉しくて、
もっと自分を認めて欲しいと思う。
自分を受けとめてくれる人の存在が
どれほど大切なのか
私は知っている。
だから私も受けとめていきたい。

考え方、好み、性格が違うからって
友達じゃないって言う人がいる。
だから、みんな必死で合わせる。
でも、知ったかぶりも命取り。
どうしたらいいのかわからなくなる。
本当の友達って何だろう?? って
考えても、
その答えは誰にも分からない。
「私達、親友」とか言っているより、
何も言わなくても安心していられる
ような
友達が欲しい。
他の子と楽しそうに話していても、
不安にならないのが、
本当に信頼し合ってる
本当の友達だと思うから。

2011年度(平成23年度)人権啓発詩 読書感想文募集事業(大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪)の入選作品より

2013年(平成25年) 3月発行

発行/大阪府府民文化庁人権室

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎38階
TEL:06-6210-9281 FAX:06-6210-9286
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

この情報誌は4,000部作成し、企画費を含めた1部あたりの単価は227円です。

編集/財団法人大阪府人権協会

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階
TEL:06-6581-8613 FAX:06-6581-8614
http://www.jinken-osaka.jp

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように—そんな思いが込められています。